

## 令和２年度１０月入札契約制度の改正について

令和２年１０月１日

建設工事における生産性向上への取り組みとして、建設業法が一部改正され（令和２年１０月１日施行）、元請の監理技術者がこれを補佐する者を専任で置く場合、元請の監理技術者の複数現場の兼任（２件まで）が容認されます。

それに伴い、岡山市の発注する建設工事競争入札の参加資格要件を以下のとおり見直します。

### ○ 建設工事の競争入札参加資格要件における監理技術者の専任義務の緩和

現行の下記(1)、(2)、(3)の競争入札参加資格要件の見直しを行い、特定建設業者が、監理技術者を配置する場合で、建設業法第２６条第３項の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者を専任で配置するときは、当該監理技術者は、建設業法施行令第２９条で定める数の範囲内において兼任できるものとしします。

- (1) 対象工事の許容価格が８，０００万円以上の場合、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置できること。
- (2) 対象工事の許容価格が３，５００万円以上８，０００万円未満、建築工事の場合は、７，０００万円以上８，０００万円未満の場合は、主任技術者を専任で配置できること。
- (3) 対象工事の許容価格が８，０００万円未満の下水道管理設工事のうち推進工事部分が、４，０００万円以上の場合、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置できること。

### ○ 実施時期

令和２年１０月１日以降に入札公告等する建設工事から適用

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp